



茨城県報

第 472 号

令和 6 年 (2024年) 1 月 4 日

木 曜 日

目 次

規 則	ペー ジ
(教 育 委 員 会)	
●茨城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
●青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課) ……………	2
●大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) ……………	2
●まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲量の設定 (漁政課) ……	3
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●選挙管理委員会第 1 回定例会の招集……………	3
公 告	
●落札者等の公示 (2 件) (情報システム課) ……………	4
●開発行為の工事完了 (建築指導課) ……………	5
(企 業 局)	
●入札公告 (3 件) ……………	5
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示 (4 件) ……………	19

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 1 号

茨城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 月 4 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

茨城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会公告式規則 (昭和36年茨城県教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第25条第 1 項」及び「又はその権限に属する事務の委任を受けた教育長 (第 3 条及び第 4 条において「教育長」という。)」を削り、「公告式に関して必要な事項」を「公布に関し必要な事項等」に改める。

第 2 条第 1 項中「議決した」を「その制定又は改廃の議決があった」に改め、同条第 2 項中「, 番号」を削り、「教育委員会教育長名」を「教育長名」に、「記入して教育委員会教育長の印を押さなければ」を「記入しなければ」に

茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 6 年 1 月 4 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以上の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以上から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以上から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以上から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 6 年 1 月 4 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里 根 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
江 戸 上 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
関 根 川	関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内
花 貫 川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内
十 王 川	十王川河口基点13号から半径200m以内

河 川	禁 止 区 域
鮎 川	鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径250m以内
新 川	新川河口右岸導流堤突端から半径350m以内

- この指示の有効期間は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までとする。
- この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 6 年 1 月 4 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号による、さけ及びますの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 禁止区域におけるさけ及びますの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第 1 号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第 2 号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更が生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第 3 号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第 4 号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(電話番号

)

委員会指示に基づく禁止区域におけるさけ及びますの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

茨調第 号	
禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及び漁法	
使用する船名	
採捕に従事する 者の住所 及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会長 高 濱 芳 明	

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊞

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由